

企業誘致促進マーケティング事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

富山県では、若者や女性の社会減が課題となっており、若者や女性が活躍できる企業の誘致をよりいっそう推進していくことが重要である。

本業務では、地方進出に関心があり、若者や女性活躍の推進に積極的な企業と富山県とのマッチングを実施し、本県への企業誘致を促進することを目的とする。

2 委託業務

- (1) 委託業務名
企業誘致促進マーケティング事業
- (2) 業務内容
別紙 企業誘致促進マーケティング事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託費上限額
金2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) 対面又はオンラインにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 取締役等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接

- 的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

4 参加手続き

(1) スケジュール

県 HP 公開	: 令和 7 年 7 月 7 日 (月)
質問締切	: 令和 7 年 7 月 14 日 (月) 17 時
企画提案書等締切	: 令和 7 年 7 月 22 日 (火) 17 時
採択者決定予定日	: 令和 7 年 8 月上旬
契約締結予定日	: 令和 7 年 8 月上旬以降

(2) 提出書類・提出期限等

ア 質問

プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第1号)により、7月14日(月)17時まで受け付ける。質問はE-mailによるものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。質問に対する回答は、7月16日(水)17時までに県ホームページ(「公募型プロポーザル」ページ)に掲載する。

イ 企画提案書等

次の①～⑥の資料のデータを、令和6年7月22日(火)17時までにE-mailで送付すること。

①提案書(様式第2号)

②企画提案書(任意様式)

・別紙企業誘致促進マーケティング事業業務委託仕様書を参照の上、提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託額の上限の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加して差し支えない。

③経費見積書(任意様式)

④実施体制(任意様式)

⑤業務実績(任意様式)

⑥その他、参考となる資料(任意様式)

5 審査方法、審査基準等

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査により委託候補者を決定する。

(2) 審査基準

ア 企画提案内容

イ 実施・運営体制、業務遂行能力

ウ スケジュール

エ 見積価格、積算内訳

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件に定めた資格が備わっていないとき。

- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ウ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- エ そのほか不正な行為があったとき。

6 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (2) 委託料には、受託者の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 本プロポーザルは、都合により中止することがある。
- (4) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

7 提出先・問い合わせ先

富山県商工労働部立地通商課成長産業推進室企業誘致担当
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL : 076-444-3244
E-mail : arichitsusho@pref.toyama.lg.jp